



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

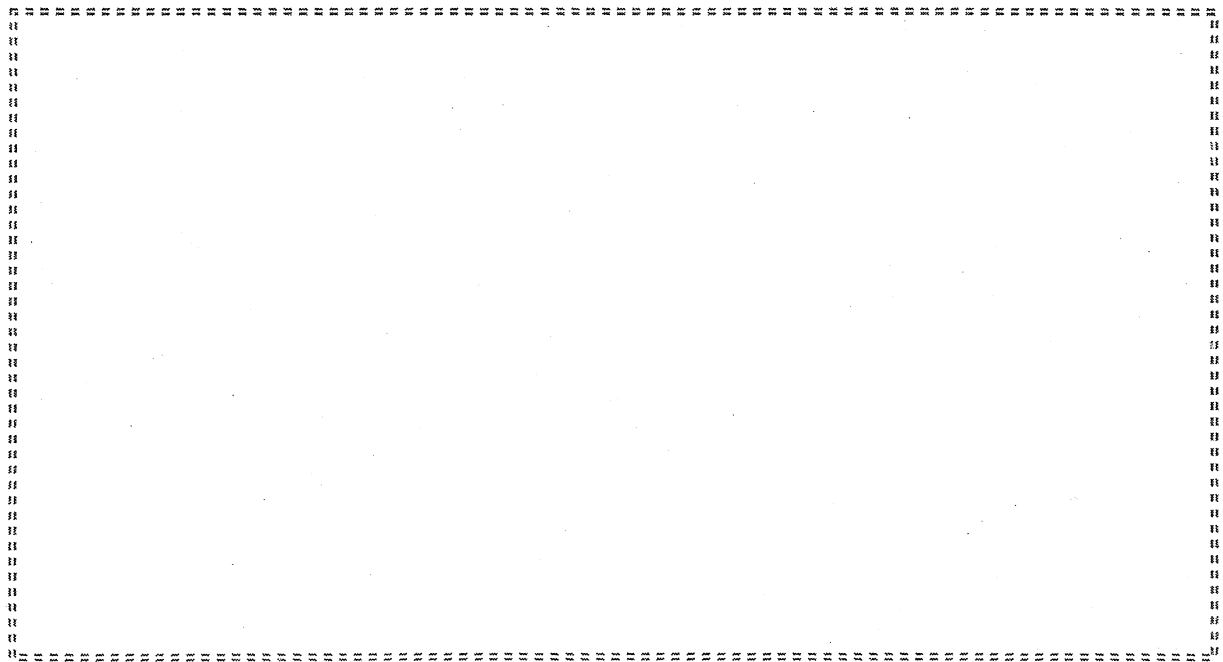
## 目 次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 条例

\*57 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 6

公布された条例のあらまし



◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福祉対策等の財源の一部に充てるために県民税の法人税割の税率の特例措置を平成 33 年 3 月 31 日まで延長するとともに、規定の整備を行うこととしました。(附則第 14 項の 3、第 14 項の 11 及び第 17 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、附則第 14 項の 11 及び第 17 項第 3 号の改正規定については、大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 41 号)の施行の日から施行します。

---

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 10 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第57号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第14項の3中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第14項の11及び第17項第3号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第14項の11及び第17項第3号の改正規定については、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から施行する。

---